

沼田市(限定特定行政庁)

(4号建築物)

1. 行政庁所在地

① 沼田市役所

〒378-8501

沼田市西倉内町 780 番地

TEL 0278-23-2111(代)

・ 建設課建築室

内線「(4216, 4217, 4219)」

・ 上下水道関連

本庁 上下水道課 (白沢・利根以外)

沼田市下久屋町 915

TEL 0278-24-8811/FAX 0278-24-8842

・ 白沢町振興局 産業建設課 (白沢町)

沼田市白沢町振興局沼田市白沢町平出 135 番地 1

TEL 0278-53-2111/FAX 0278-53-3084

・ 利根町振興局 建設上下水道課 (利根町)

沼田市利根町振興局沼田市利根町追貝 37 番地

TEL 0278-56-2111/FAX 0278-53-3674

② 沼田土木事務所

〒378-0031

・ 建築係

沼田市薄根町 4412(利根沼田県民局庁舎 5 階)

TEL 0278-24-5511/FAX 0278-24-9943

③ 利根沼田広域消防本部

〒378-0056

・ 予防課

沼田市高橋場町 2049-1

TEL 0278-22-3137/FAX 0278-22-4922

④ 利根沼田保健福祉事務所

〒378-0031

沼田市薄根町 4412(利根沼田県民局庁舎 1 階)

TEL 0278-23-2185/FAX 0278-22-4479

⑤ 前橋地方法務局沼田支局

〒378-0042

沼田市西倉内町 701

[沼田支局地図](#)

TEL 0278-22-2518

2. 確認申請関係

[確認申請について](#)

[調査書](#)を添付する(必須)

3. その他申請書類他

(1) 敷地内排水経路を記入する。(計画概要書にも記入する。)

(2) 建築敷地の接道状況がわかる現況写真を添付する。

4. その他

[浄化槽仕様書]

・所要部数3部(正・副・利根沼田環境森林事務所)

[沼田市狭あい道路拡幅整備事業による協議]

・法第42条2項道路に接する土地において建築行為をする場合、確認申請を行う前に後退用地等の
帰属、整備方法等について協議が必要

[沼田市狭あい道路拡幅整備事業](#)

[省エネ法について]

・特定建築物のうち、第1種特定建築物(床面積が2,000㎡以上)は、新築・増改築及び大規模修繕の際に、
第2種特定建築物(床面積が300㎡以上、2,000㎡未満)は、新築・増改築の際に、省エネ措置を所管行政
庁に届け出が必要。

[省エネ法について](#)

[人にやさしい福祉のまちづくり条例について]

[人にやさしい福祉のまちづくり条例について](#)